

第七十五回国 参議院 法務委員会 會議録 第四号

昭和五十年三月十三日(木曜日)

午後三時四分開会

法務大臣官房長 香川 保一君
事務局側 常任委員会専門 二見 次夫君

委員の異動

二月二十七日

辞任 安永 英雄君

補欠選任 秋山 長造君

二月二十八日

辞任 秋山 長造君

補欠選任 安永 英雄君

三月五日

辞任 岩上 妙子君

補欠選任 竹内 藤男君

三月十日

辞任 森中 守義君

補欠選任 多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長 多田 省吾君

理事 高橋 邦雄君
永野 巖雄君
佐々木静子君
白木義一郎君

委員 柴立 芳文君
町村 金五君
矢田部 理君
安永 英雄君
橋本 敦君

國務大臣 法務大臣 稻葉 修君

政府委員 法務大臣 稻葉 修君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案(佐々木静子君外一名発議)

○委員長(多田省吾君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

○國務大臣(稲葉修君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、簡易裁判所における道路交通法違反事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所の員数を三人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件等、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件及び道路交通法違反事件の適正、迅速な処理を図る等のため、裁判所事務官について、事務の簡素化・

能率化に伴う四十八人の減員を差し引いて、なお二十三人その員数を増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(多田省吾君) 次に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案を議題といたします。

発議者佐々木静子君から説明を聴取いたします。佐々木君。(拍手)

最高裁判所裁判官の選任が慎重かつ適正に行われなければならないことは、最高裁判所が終審としての違憲審査権、規則制定権、最高の司法行政権を有する司法裁判所として、憲法によって国民から負託された使命を遂行し、司法権の独立と裁判の公正を保持し、基本的人権を保障すべき責務を全うするために、当然の事理として要請されるところであります。また、最高裁判所裁判官の選任が、公正・適正に行われたことを、国民が十分に理解し、納得するのでなければ、最高裁判所は、国民の信頼を得て、その権威を保持していくことを期待することはできないのであります。

しかるに、現行法上、最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命は、内閣の専権であり、全く自由にその選任権を行使することができ、それが適正に行われることを制度的に保障すべき何ものもないのであります。そして、国民はその選任が公正・適正に行われたことを知る道を全く閉ざされているのであります。これは明らかに法の不備であり、重大な欠陥であると考えるのであります。

よって、この法の不備、欠陥を是正し、最高裁判所裁判官の選任人事が慎重かつ適正に行われることを保障するため、最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置は緊急の重要事であると信ずるのであります。

なお、昭和二十二年に、裁判官任命諮問委員会が設置されたことがありますが、その委員会の構成及び運営は政令にゆだねられていたため、その成果は期待にこたえないものであり、翌二十三年に同委員会は廃止されるに至ったのであります。その後も政令は、国会の審議を経ないで自由に改廃できるものであり、最高裁判所裁判官の指名及び任命という重大な問題に關して、すべて政令にゆだねてはその民主的手統を維持確保することが困難であります。したがって、諮問委員会の設置はもちろんで、その構成と運営についても法律をもって定めておく必要があると考えるのであります。

以上の理由により、本法律案を提出するに至った次第であります。その内容は次のとおりであります。

第一は、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を置き、委員会は、内閣の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者を選考し、答申することとしたしました。

第二は、委員会の構成は、衆参両院議長、最高裁判所長官、検事総長、日本弁護士連合会の会長、最高裁判所が指名する裁判官六名、日本弁護士連合会が指名する弁護士六名、最高裁判所長官が指名する学識経験者二名、日本弁護士連合会の会長が指名する学識経験者二名、合計二十一名をもって組織することとしたしました。

第三は、委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については、二名以内の候補者の氏名を挙げ、最高裁判所判事の候補者に係る諮問につい

ては、任命予定者数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて答申することとし、委員会は、答申後速やかに、その候補者の氏名及び候補者として適当と認められた理由を公表することとした。

第四は、裁判所法の一部を改正し、最高裁判所裁判官の指名または任命を行うにつき、内閣に諮問を義務づけることとした。

右のほか、委員会の運営及び施行関係などについて、所要の規定を設けました。

以上が、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(多田省吾君) 以上で趣旨説明の聴取を終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

二月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月一日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第七二二号)(第九〇六号)

第七二二号 昭和五十年二月十九日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 静岡市平和町二一五 山田稔外六
百六十名

紹介議員 上林繁次郎君

日本国憲法に照らし、治安維持法等による犠牲者に、正当な損害賠償の措置を講ぜられた

い。

理由
大正十四年に制定され昭和三年に最高死刑に改悪された治安維持法によつて、昭和二十年に廃止されるまでの二十一年間に、民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまで実に数万名が逮捕、投獄された。これらの人びとは、社会の進歩を求めたがゆえに、あるいはそれを助けたとして、又侵略戦争への協力を拒んだといふことなどで、残酷な拷問、たらい回しの長期勾留、か酷な懲役や予防拘禁等を強制され、家族等も迫害された。そのために、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた人びとも少なくない。こうした計り知れない肉体的、精神的、物質的損害を被つた人びとに対し何の補償も行われないうちに今日に至つて

第九〇六号 昭和五十年二月二十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 川崎市高津区下作延二、〇七八
板橋伸司外六百五十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(衆)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(刑)

第一条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
(補償の要件)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者は、この法律の定めるところにより、国に対して補償を請求することができる。

第四条第一項を次のように改める。

刑事訴訟法又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の規定によつて未決の拘留又は拘禁を受けた場合においては、当該拘束による補償として、その日数に応じて、一日千五百円以上六千円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合も、同様である。

第四条第六項中「没収の執行による補償においては」を「没収の執行を受けた場合において」に、当該没収の執行による補償として」に、「すでに」を「既に」に、「又」を「また」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「罰金又は科料の執行による補償においては」を「罰金又は科料の執行を受けた場合においては」、当該罰金又は科料の執行による補償として」に、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「同項但書」を「同項ただし書」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「死刑の執行による補償においては」を「死刑の執行を受けた場合においては」、当該死刑の執行による補償として」に、「五百万円」を「千五百万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 次の各号に掲げる期間のうち、第一項、第二項又は第八項後段に規定する拘束を受けなかつた期間がある場合においては、当該期間に係る補償として、裁判所の相当と認める額の補償金を交付することができる。ただし、補償金の額は、六千円に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一に相当する額を超えることができない。

一 通常手続による無罪の裁判が確定した場合には、公訴の提起があつた日から無罪の裁判が確定した日までの期間

二 再審又は非常上告の手続により無罪の裁判が確定した場合には、公訴の提起があつた日から原裁判が確定した日までの期間

5 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、訴訟の係属した期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失及び精神上の苦痛並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十六条まで(同法第五百五条において準用する場合を含む)の収監状による拘留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五条において準用する場合を含む)の規定による留置並びに犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十一條又は執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)第十條の引致状による拘留及び留置は、前項の規定の適用については、同項後段に規定する刑の執行又は拘留とみなす。

第二十五條第一項中「抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘留による」を削る。

附則第八項中「言渡」を「言渡し」に、「第一條第二項の規定による」を「第一條第一項後段に規定する」に改める。

10 旧経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百

六号)の規定による未決の抑留又は拘禁は、
第四条第一項前段に規定する未決の抑留又は
拘禁とみなして、この法律の規定を適用す
る。

(刑事訴訟法の二法改正)

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正す
る。

日次中「第十五章 訴訟費用」を「第十五
章 訴訟費用及び費用の補償」に改める。

第一編第十五章の章名を次のように改める。

第十五章 訴訟費用及び費用の補償

第一編第十五章に次の四条を加える。

第百八十八条之二 無罪の裁判が確定したとき
は、国は、当該事件の被告人であつた者に対
し、無罪の裁判が確定するまでに要した費用
(第百六十八条の規定に該当する場合にお
ける同条に規定する費用を除く)の補償をす
る。免訴又は公訴棄却の裁判を受けた場合に
おいて、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべ
き事由がなかつたならば無罪の裁判を受け
べきものと認められる充分な事由があるとき
も、同様である。

第百八十八条之三 補償すべき費用の範囲は、
被告人であつた者又はその弁護人であつた者
が公判準備及び公判期日に出頭するに要した
旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた
者に対する報酬に限るものとし、その額に関
しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定
中、被告人であつた者については証人、弁護
人であつた者については弁護人に関する規定
を準用する。

第百八十八条之四 補償は、被告人であつた者
又はその代理人の請求により、最終に事件の
係属した裁判所が、決定をもって、これを
行ふ。

前項の請求は、無罪の裁判又は免訴若しく
は公訴棄却の裁判が確定した後二箇月以内
これをしなければならぬ。

第一項の決定で、簡易裁判所又は地方裁判

所がしたものに對しては即時抗告を、高等裁
判所がしたものに對しては第四百二十八条第
二項の異議の申立てをすることが出来る。

前項の異議の申立てに關しては、即時抗告
に關する規定をも準用する。

第百八十八条之五 補償の請求、補償の支払そ
の他補償に關する手続については、この法律
に特別の定めのある場合を除いては、裁判所
の規則の定めるところによる。

第百六十九條 補償すべき費用の範囲につ
いては、第百八十八條之三の規定を準用す
る。

第百七十一條 補償の請求、補償の支払そ
の他補償に關する手続については、第百八十八
條之五の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若し
くは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償につ
いては、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若し
くは公訴棄却の裁判を受けた場合には、この法
律による改正後の刑事補償法及び刑事訴訟法の
規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適
用する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約一億七千八
百万円の見込みである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律
刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部
を次のように改正する。

第四条第一項中「六百円以上二千二百円以下」
を「八百円以上三千二百円以下」に改め、同条第
三項中「五百万円」を「千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若し
くは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償につ
いては、なお従前の例による。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠
償に關する請願(第一一九一號)(第一一九二
號)(第一一九三號)(第一一九四號)(第一一九
五號)(第一一九六號)(第一一九七號)(第一一
九八號)(第一一九九號)(第二二〇〇號)(第二
二〇一號)(第二二〇二號)(第二二〇三號)(第
二二〇四號)(第二二〇五號)(第二二〇六號)(第
二二〇七號)(第二二〇八號)(第二二〇九
號)(第二二一〇號)(第二二一一號)(第二二
一二號)(第二二一三號)(第二二一四號)(第二二
一五號)(第二二一六號)(第二二一七號)(第二
二一八號)(第二二一九號)(第二二二〇號)(第
二二二一號)(第二二二三號)(第二二三三號)(第
二二三四號)(第二二三五號)(第二二三六
號)(第二二三七號)(第二二三八號)(第二二
三九號)(第二二四〇號)(第二二四一號)(第二二
四二號)(第二二四三號)(第二二四四號)(第二二
四五號)(第二二四六號)(第二二四七號)(第二二
四八號)(第二二四九號)(第二二五〇號)(第二
二五一號)(第二二五二號)

第一一九一號 昭和五十年二月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
關する請願
請願者 横浜市緑区竹山二ノ三ノ一〇 永
岡文外十四名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第七二二號と同じである。

第一一九二號 昭和五十年二月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
關する請願
請願者 横浜市港南区下永谷町六四四ノ二
後藤光子外十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二號と同じである。

第一一九三號 昭和五十年二月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
關する請願
請願者 東京都大田区蒲田四ノ二八ノ九
酒井良可外十四名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二號と同じである。

第一一九四號 昭和五十年二月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
關する請願
請願者 横浜市戸塚区新橋町三 蒲谷幸文
外十四名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第七二二號と同じである。

第一一九五號 昭和五十年二月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
關する請願
請願者 横浜市鶴見区平安町二ノ一六ノ三
唐可義広外十四名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一九六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町二、二二〇ノ六 今井昭江外十二名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一九七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市戸塚区矢部町四五七 阿野 克美外十二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一九八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 川崎市川崎区旭町二ノ一九ノ二 小宮茂外十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一九九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市鶴見区小野町一七 長島治 夫外十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市金沢区金沢町一九 大丸光

一外十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都品川区大崎五ノ一ノ一 公 団五反田アパート五〇三 後藤光 也外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市戸塚区名瀬町二、八五五ノ 四〇 堀込澄外十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市金沢区富岡一、一七四 隠 岐道蔵外十四名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 川崎市多摩区中野島一四〇 池田 澄枝外十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇五号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町四、二六〇 足立猛外九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県春日部市牛島二四一 日向 清外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神奈川県平塚市八重咲町一九ノ一 三 風間輝男外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市南区大橋町二ノ三三 横山 新一外九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉県船橋市宮本八ノ二七ノ一九 本間清吉外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県川口市仲町一ノ三三 岩 田光市外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二一一号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原西五ノ一七ノ一 〇 市村重雄外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二一二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩一ノ二〇ノ 四二 菅野正二外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井二ノ四ノ六 小松清治外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二四号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江二ノ四 大

海義治外六名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二五号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都足立区関原三ノ二ノ一五
渡辺利根外七名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保二ノ二七三
芳賀美枝子外九名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都板橋区志村二ノ一ノ二ノ三〇
市川茂登子外九名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県川口市根岸一、九二〇 安
達道雄外五名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿二ノ一三ノ一
七 木守喜三郎外八名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東五ノ二八ノ二
〇 越智紀美子外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都日野市柴町二ノ一八ノ一七
井上恵子外九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都清瀬市下宿一ノ一ノ一〇ノ
二〇七 吉田晃外九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二三三三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井七ノ三〇ノ一
一 飯尾利勝外九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都大田区下丸子三ノ七ノ二一
畑田佐登路外九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二二五号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小松川二ノ四、
三二六 飯尾定雄外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二二六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井一ノ四ノ一八
深野勝訓外九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二二七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井七ノ一ノ一
徳永勝蔵外五名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二二八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉市松波二ノ一四ノ一二 高木
涼子外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根公団二六三ノ二
〇三 鎌田毅一外八名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二三〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉市検見川町二ノ四六四 舟橋
徹外九名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二三二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉市小仲台三ノ一〇ノ四 山口
陽子外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二三三三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町三九五ノ一八
五 小出三千代外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二三三三三三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦賀町一ノ五五ノ

三六六 公文恭子外九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三四号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市南区中村町二ノ一二三ノ四
山崎陽子外九名

紹介議員 野々山二三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三五号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市西区花咲町四ノ一ノ一ノ一
ノ二 阿部美喜子外八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 川崎市川崎区四谷下町二四ノ一
乗田保外五名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台四ノ一ノ一ノ三
一、四一 塩田彰外九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬八八〇ノ三 倉
沢信之外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二三九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷二ノ三五 岸
秀光外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市磯子区丸山一ノ一八ノ一八
木田久代外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四一号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田五、五七七
下山誠一外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都大田区本羽田三ノ一六ノ一
六 松沢敏男外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四三号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越三ノ一四〇 福田
静夫外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四四号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都渋谷区鉢山町七ノ六 佐野
勝外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四五号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、六八三
中尾正治外八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四六号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 横浜市緑区千草台一九ノ八 吉浜
晴己外五名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四七号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神奈川県平塚市片岡一、二七五ノ
四 広野郁夫外五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四八号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区宇喜田町二、八七
七 渡辺朋子外八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二四九号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江戸川区長島町二、〇二〇
松本泰外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二五〇号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都立川市大野町三ノ一、九七
八 鈴木俊幸外六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二五一号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都江東区大島四ノ一ノ四ノ二
一四 実戸利信外七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一二五二号 昭和五十年二月二十五日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉市花見川七ノ一〇ノ一〇八

都築邦夫外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
(佐々木静子君外一名発議)

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案

(設置)

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九条第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十一人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 衆議院議長

二 参議院議長

三 最高裁判所長官

四 検事総長

五 日本弁護士連合会の会長

六 最高裁判所が指名する裁判官

七 日本弁護士連合会が指名する弁護士

八 最高裁判所長官が指名する学識経験者

二人

九 日本弁護士連合会の会長が指名する学識経験者

二人

(最高裁判所長官が欠けた場合の特例)

第六条 最高裁判所長官が欠けた場合における前条の規定の適用については、後任者が定まるまでは、同条中「最高裁判所長官」とあるのは「最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者」とする。

(委員の任期)

第七条 第五条第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第八条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第九条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事)

第十条 委員会の議事に關し必要な事項は、委員長が会議の議を経て定める。

(答申)

第十一条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適当と認められた理由を付記しなければならない。

3 委員会は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、第一項の候補者の氏名及び第二項の理由を公表しなければならない。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十三条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十四条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。
第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

第三号中正誤

誤

三三九 三三九

九三九 九三九

正

ただでさえ

なかつたか

昭和五十年三月十九日印刷

昭和五十年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局